平成３０年（フ）第２３号
盛岡市八幡町13番50号　第２サンハイツ206号
債務者　一盃森正子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２９号
京都市伏見区下鳥羽南柳長町30番地　セジュールプリモ103
債務者　奥　　翔也
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
京都市伏見区下鳥羽南柳長町30番地　セジュールプリモ103
債務者　奥　　葉月
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号
京都府八幡市男山八望１番地―Ｃ２―201
債務者　寺口　　順
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７１号
京都市下京区堀川通六条上る佐女牛井町151番地１　ベラジオ五条堀川Ⅲ　106号室、前住所京都市下京区黒門通高辻下る杉蛭子町660番地　サムスクエア四条大宮　503号室
債務者　松本　真奈（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９２号
京都市伏見区竹田西段川原町123番地　ヴィランセンワ城南219号
債務者　佐伯　清次
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
山口県長門市東深川1563番地１　萩原アパート３
債務者　藤田　　勲
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成３０年（フ）第８号
静岡市清水区蜂ヶ谷464番地　蜂ヶ谷団地１号棟114
債務者　斉藤　健二
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９号
静岡市清水区蜂ヶ谷464番地　蜂ヶ谷団地１号棟114
債務者　斉藤　清子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９４３号
東京都北区志茂５丁目11―４―206
債務者　富平　亨子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９７５号
東京都江戸川区江戸川４丁目20―17―105
債務者　實川宗一郎
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９８９号
東京都足立区西新井本町４丁目19―24―101
債務者　瀬尾　智子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９９０号
東京都足立区一ツ家１丁目28―３―302
債務者　百瀬　正治
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９９１号
東京都世田谷区北沢５丁目34―15―303
債務者　丹　健太郎
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９９２号
東京都葛飾区新宿５丁目15―20―103号　ライオンズマンション金町第５
債務者　堀内　恵美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９９３号
東京都江戸川区東葛西８丁目６―34　ネオハイム五番館102
債務者　渡辺　絹江
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部